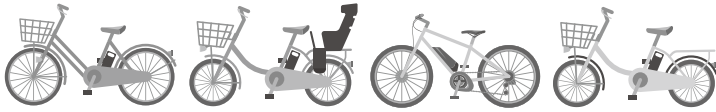


7年4月からの市営自転車駐車場 定期利用案内を配布



7年4月からの市営自転車駐車場定期利用案内を12月2日(月)から配布します。

▶配布場所 各自転車駐車場管理事務所、八千代市シルバー人材センター、市役所6階土木維持課の各窓口

利用案内の郵送を希望する人は必要部数を明記のうえ角形2号(24×33cm程度)の返信用封筒(必要な切手貼付 ※一部30グラム)を同封し、八千代市シルバー人材センター(〒276-0044八千代市萱田町593-33)へ送付してください。

▶対象車種 自転車及び原動機付自転車など。特殊な自転車、三輪車及びミニカーなどは利用できません。なお、125cc以下の普通自動二輪車が利用できる駐車場は、八千代台東第2、勝田台南第4、八千代中央第1、八

千代中央第2、村上第1、大和田南第1のみとなります。

▶申し込み 専用往復はがきに必要事項を記入し郵送または持参。締め切りは令和6年12月19日(木)必着。持参の場合、八千代市シルバー人材センターは午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)、各管理事務所は午後7時(日曜・祝日を除く)まで受け付けます。応募者の多い箇所は抽選となります。結果の通知は7年1月31日(金)に発送を予定しています。

■次の自転車駐車場は、はがきの事前申込が不要です

八千代台東第2、勝田台北平置、栄町公園地下、八千代緑が丘、八千代中央第1、八千代中央第2新、村上第1、大和田北第1、大和田北第2、大和田南第1

7年3月1日(土)から各管理事務所で先着順に受け付けます(八千代緑が丘は7年3月4日(火)から受け付け)。

契約時には利用料金、マイナンバーカード(通知カードは不可)・運転免許証・パスポート・健康保険証などの氏名・住所・年齢が確認できる公的な身分証明書、学生は学生証または合格通知書を持参してください。

▶利用料金の免除申請 契約2週間前までに市役所6階土木維持課窓口で直接申請してください。郵送でも受け付けています。詳しくは利用案内をご覧ください。

■管理・運営に関するお問い合わせ (公社)八千代市シルバー人材センター 〒276-0044八千代市萱田町593-33 ☎047-405-4680 (土木維持課)

誰もが幸せに暮らすために 12月4日(水)～10日(火)は人権週間です

「人権」とは、誰もが生まれながらに持っている幸せに生きる権利のことで、相手の気持ちを思いやる心や違いを認め合う心によって守られます。しかし、子どもへの虐待やパートナーからの暴力、性別・国籍・身体的理由による差別など、さまざまな人権問題が発生しています。みんなが幸せに暮らすために、身近な問題として人権について考えてみませんか。

身近に起きている人権問題

人権と聞くと、難しく堅苦しい印象を受ける人もいるのではないのでしょうか。人間関係や生活環境、家族、友人のことなど、皆さんが悩んでいる身近な問題も、人権問題が関係していることがあります。人権問題は、世界での飢餓や貧困、人身売買などのほか、学校でのいじめや子どもへの虐待、パートナーに対する暴力やセクシャルハラスメントなど、

私たちの身近で起きている問題まで幅広く存在します。

近年では、スマートフォンやSNSの普及により、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信、プライバシーの侵害が多発しているほか、LGBTQなどの性的マイノリティに対する偏見も問題となっています。

身近な相談相手～人権擁護委員～

人権問題の地域の身近な相談相手として、民間の立場から人権擁護活動に取り組む人権擁護委員がいます。人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、全国の市町村に配置されています。

人権擁護委員は、いじめ・体罰、暴行・虐待、差別、名誉棄損・プライバシー侵害、セクシュアルハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、身近な人権に関する相談

に応じています。

さまざまな相談方法があります

人権擁護委員は、法務局職員とともに、面談や電話による人権相談に応じています。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。

■常設相談 月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分※祝日を除く／千葉地方法務局船橋支局内相談室(船橋市海神町2-284-1 ☎431-3681) 電話相談もできます。

■特設相談 毎月第2木曜日午後1時～4時※祝日を除く／市役所1階第1相談室 12月は2日(月)午後1時～4時／市福祉センター4階研修室

■電話相談 みんなの人権110番(人権全般の相談) ☎0570-003-110、女性の人権ホットライン(女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談) ☎0570-070-810、こどもの人権110番 ☎0120-007-110。受け付け時間はいずれも平日午前8時30分～午後5時15分。※祝日を除く

お問い合わせは
健康福祉課 ☎421-6731へ

『家庭から出る「資源物」と「ごみ」の分け方・出し方』で正しい分別をお願いします

ごみは種類ごとに分別方法を定めています。特に色々な種類のごみが出る年末の大掃除では、冊子『家庭から出る「資源物」と「ごみ」の分け方・出し方』を活用して、ごみを正しく分別しましょう。最新の冊子は、クリーン推進課及び支所の窓口で配布しています。また、市のホームページでは、家庭から出る資源物・ごみの分け方が検索できます。キーワードや分類などで検索できますのでご利用ください。

12月の資源物・ごみ収集日	コース	該当地域	指定袋使用		資源物		コース	該当地域	指定袋使用		資源物	
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
	1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線東側) 高津(県道幕張八千代線東側)	3日(第1火) 17日(第3火)	月・水・金	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、東葉高速線北側の大和田新田(477・507・510・511番台)、ゆりのき台1・2丁目	5日(第1木) 19日(第3木)	月・水・金	火 31日は休み	土
	2	八千代台北	10日(第2火) 24日(第4火)				10	高津(県道幕張八千代線西側)、高津東 大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線西側)	12日(第2木) 26日(第4木)			
	3	八千代台西、八千代台南	3日(第1火) 17日(第3火)				11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	5日(第1木) 19日(第3木)			
	4	八千代台東	10日(第2火) 24日(第4火)				12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	12日(第2木) 26日(第4木)			
	5	上高野	4日(第1水) 18日(第3水)	火・木・土 31日は休み	金	月	13	勝田台	6日(第1金) 20日(第3金)	火・木・土 31日は休み	水	月
	6	村上団地、村上881～885番台	11日(第2水) 25日(第4水)				14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3～8丁目、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)	13日(第2金) 27日(第4金)			
	7	村上(881～885番台を除く新川東側)、下市場、村上南、勝田台北	4日(第1水) 18日(第3水)				15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(477・507・510・511番台を除く東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	6日(第1金) 20日(第3金)			
	8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	11日(第2水) 25日(第4水)				16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	13日(第2金) 27日(第4金)			

◆お問い合わせは、クリーン推進課 ☎(421)6768
または清掃センター ☎(483)4521
(486)1011へ